

○平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表  
 （傍線部は変更箇所）

改正後	改正前																																								
<p>一 (略)</p> <p>一 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チャンネル間隔 <span style="color: red;">(注1)</span></th> <th style="text-align: center;">離調周波数 <span style="color: red;">(注2)</span></th> <th style="text-align: center;">周波数幅</th> <th style="text-align: center;">隣接チャネル漏えい電力の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・五 MHz</td> <td style="text-align: center;">一・五 MHz</td> <td style="text-align: center;">二・五 MHz</td> <td style="text-align: center;">一デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五 MHz</td> <td style="text-align: center;">五 MHz</td> <td style="text-align: center;">五 MHz</td> <td style="text-align: center;">一デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">一〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">一〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">一デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">二〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">二〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">三デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">注1 チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。</p> <p style="color: red;">注2 離調周波数は、送信周波数帯域（チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔の送信周波数帯域（チャンネル間隔が一・〇八MHzの占有周波数帯幅の許容値を含む。））の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に</p>	チャンネル間隔 <span style="color: red;">(注1)</span>	離調周波数 <span style="color: red;">(注2)</span>	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値	一・五 MHz	一・五 MHz	二・五 MHz	一デシベル以下	五 MHz	五 MHz	五 MHz	一デシベル以下	一〇 MHz	一〇 MHz	一〇 MHz	一デシベル以下	二〇 MHz	二〇 MHz	二〇 MHz	三デシベル以下	<p>一 (略)</p> <p>一 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チャンネル間隔</th> <th style="text-align: center;">離調周波数</th> <th style="text-align: center;">周波数幅</th> <th style="text-align: center;">隣接チャネル漏えい電力の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・五 MHz</td> <td style="text-align: center;">一・五 MHz</td> <td style="text-align: center;">二・五 MHz</td> <td style="text-align: center;">一デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五 MHz</td> <td style="text-align: center;">五 MHz</td> <td style="text-align: center;">五 MHz</td> <td style="text-align: center;">一デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">一〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">一〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">一デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">二〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">二〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">三デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に</p>	チャンネル間隔	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値	一・五 MHz	一・五 MHz	二・五 MHz	一デシベル以下	五 MHz	五 MHz	五 MHz	一デシベル以下	一〇 MHz	一〇 MHz	一〇 MHz	一デシベル以下	二〇 MHz	二〇 MHz	二〇 MHz	三デシベル以下
チャンネル間隔 <span style="color: red;">(注1)</span>	離調周波数 <span style="color: red;">(注2)</span>	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値																																						
一・五 MHz	一・五 MHz	二・五 MHz	一デシベル以下																																						
五 MHz	五 MHz	五 MHz	一デシベル以下																																						
一〇 MHz	一〇 MHz	一〇 MHz	一デシベル以下																																						
二〇 MHz	二〇 MHz	二〇 MHz	三デシベル以下																																						
チャンネル間隔	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値																																						
一・五 MHz	一・五 MHz	二・五 MHz	一デシベル以下																																						
五 MHz	五 MHz	五 MHz	一デシベル以下																																						
一〇 MHz	一〇 MHz	一〇 MHz	一デシベル以下																																						
二〇 MHz	二〇 MHz	二〇 MHz	三デシベル以下																																						

送信する送信装置

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数(注2)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(一) 一〇デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上二二・五MHz未満	(一) 一〇デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二〇MHz未満	(一) 二五デシベル以下
	二〇MHz以上二五MHz未満	(一) 三〇デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上三五MHz未満	(一) 二五デシベル以下
	三五MHz以上五〇MHz未満	(一) 三〇デシベル以下

注1 チャンネル間隔が一・〇MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

注2 離調周波数は、送信周波数帯域(チャンネル間隔が一・〇MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔の送信周波数帯域(チャンネル間隔が一・〇MHzの占有周波数帯幅の許容値を含む。))の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注3 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(一)・(二) (略)

(2) (略)

(三) (略)

6 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一) 二三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値

送信する送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(一) 一〇デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上二二・五MHz未満	(一) 一〇デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二〇MHz未満	(一) 二五デシベル以下
	二〇MHz以上二五MHz未満	(一) 三〇デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上三五MHz未満	(一) 二五デシベル以下
	三五MHz以上五〇MHz未満	(一) 三〇デシベル以下

注 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(一)・(二) (略)

(2) (略)

(三) (略)

6 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一) 二三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値

7 (三)  
 5  
 10

(略)  
 2・3 (略)  
 (略)

一、〇〇〇 MHz 以上 二、五〇五 MHz 未満	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 デシベル以下の値
二、五〇五 MHz 以上 二、五三〇 MHz 未満	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル以下の値
二、五三〇 MHz 以上 二、五三五 MHz 未満	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五 デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上 二、六五五 MHz 未満 (注1及び注2)	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 デシベル以下の値

注1 チャンネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六・二五 MHz 以上、チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇 MHz 以上、チャンネル間隔が一・〇八 MHz の無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域(チャンネル間隔が一・〇八 MHz の占有周波数帯幅の許容値を含む。)の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

7 (三)  
 5  
 10

(略)  
 2・3 (略)  
 (略)

一、〇〇〇 MHz 以上 二、五〇五 MHz 未満	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 デシベル以下の値
二、五〇五 MHz 以上 二、五三〇 MHz 未満	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル以下の値
二、五三〇 MHz 以上 二、五三五 MHz 未満	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五 デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上 二、六五五 MHz 未満 (注)	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 デシベル以下の値

注1 チャンネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。